

新型インフルエンザ A (H7NX) 政府対策本部会合

日時：平成30年11月9日（金）8時25分～

場所：官邸4階大会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

基本的対処方針（案）について

3. 閉会

（配布資料）

資料1 新型インフルエンザ A (H7NX) 政府対策本部の設置について

資料2 基本的対処方針（案）＜海外発生期＞

新型インフルエンザ A (H7N9) 政府対策本部の設置について

平成 30 年 11 月 9 日
閣 議 決 定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記により、臨時に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置する。

記

1. 政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 新型インフルエンザ A (H7N9) 政府対策本部
- (2) 設置場所 東京都（総理大臣官邸）
- (3) 設置期間 平成 30 年 11 月 9 日から新型インフルエンザ A (H7N9) の対策を推進するため必要と認める期間

2. 政府対策本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策有識者会議の会長その他関係者に出席を求めることができる。

本 部 長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官及び厚生労働大臣

本 部 員 他の全ての国務大臣

政府対策本部には、内閣官房副長官（政務及び事務）が出席する。

3. 本部長に事故があった場合の副本部長の職務代理順位は、第 1 順位 内閣官房長官
第 2 順位 厚生労働大臣とする。

4. 政府対策本部に幹事を置く。

幹事は、特措法第 16 条第 7 項に基づき内閣総理大臣が任命する政府対策本部の職員の中から、本部長が指名する。

5. 政府対策本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

6. 前各項に定めるもののほか、政府対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

基本的対処方針（案）

平成 30 年 11 月 9 日
新型インフルエンザ政府対策本部

政府は、Y国における新型インフルエンザA（H7N X）の発生は、危機管理上重大な事態であるとの認識の下、取組を進めることとする。

現段階では病原性・感染力等に関する情報が限られているため、国民の生命・健康の安全を確保する観点から、病原性の高い新型インフルエンザである可能性も念頭に対策を実施するが、更なる情報が得られ次第、適切な対策に切り替えていく。

一 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実

今回の新型インフルエンザは、病原性・感染力に関する情報が限られているが、本年9月以降にY国において新たに感染が確認された患者数が急増し、そのうち約3割が死亡するなどの報告があり、発生国における患者数の増加が続く可能性がある。

なお、現段階では、国内での発生は確認されていない。

二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針

新型インフルエンザの国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めるとともに、国内発生に備えて体制の整備を行う。

三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項

1. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集及び国内サーベイランスを強化する。
2. 国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省のコールセンターや地方公共団体の相談窓口等において適切に対応する。
3. 在外邦人に対し支援を行うこと並びに国内での予防及びまん延をできる限り遅らせることを目的として、以下の対策を実施する。
 - (1) 海外における感染症危険情報の発出及び個人がとるべき対応に関する情報提供等、不要不急の渡航の中止の勧告等
 - (2) 検疫を実施する空港・港の集約化等の検疫強化、発生国の在外公館における査証審査の厳格化等外国人の入国制限や密入国対策等の水際対策

(3) 在外邦人に対する感染予防のための注意喚起等
及び帰国の支援等の在外邦人の支援

(4) ワクチンの開発

4. 国内における新型インフルエンザ患者の発生に備え、以下の対策を実施する。

(1) 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置

(2) 国内における新型インフルエンザ患者の発生に備えた、患者の治療・入院措置等の対応の準備

(3) 新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等の医療機関及び医療関係者への迅速な提供

(4) 国内発生に備えた検査体制の整備

(5) 抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用及び適正な流通の指導

5. 国民生活及び国民経済の安定の確保のため、全国の事業者に対して、職場における感染対策の準備等を行うよう要請し、指定公共機関及び指定地方公共機関等における事業継続に向けた準備を推進する。

Y国

H29年10月～

・新たな鳥インフルエンザA (H7NX) のヒトへの感染例を確認



H30年9月

・鳥インフルエンザA (H7NX) について、高齢者を中心に重篤な呼吸器疾患が見られ、死亡例も増加しているとの情報

H30年10月11日

・鳥インフルエンザA (H7NX) の症例が増加しているとの情報。同じ家族内等での限定的なヒト-ヒト感染の可能性

H30年11月7日

・Y国政府が記者会見し、鳥インフルエンザA (H7NX) の患者数が急増して、本年9月以降の発症例が1,000人規模に達したと発表

WHO (日本時間11月9日未明)

・WHOは、Y国における調査の結果、インフルエンザA (H7NX) が持続的にヒト-ヒト感染しており、また、重症例も一定割合認められることを公表

・発生国がY国のみにとどまるため、PHEIC*宣言については現時点では検討中



WHO: 持続的なヒト-ヒト感染、重症例も認められる。

※国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態

日本国政府 (11月9日)

・厚生労働大臣が、感染症法に基づく新型インフルエンザA (H7NX) の発生を内閣総理大臣に報告するとともに公表。(6時30分)

・閣議決定により、新型インフルエンザ政府対策本部を設置。(7時30分)

Y国における直近1カ月の新規患者の発生状況の推移

訓練

■ 新規患者

■ 新規死亡者

(人)

150

100

50

0

Y国の状況(10月9日~11月8日)
1,213名感染
(内280名死亡)

本日

9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (日)
10月 11月

